事務事業マネージメントシート

真岡市行政評価システム 評価対象年度 平成23年度 事務事業名 難病患者等居宅生活支援事業

作成日 平成24 年 05 月 08 日 健康福祉部 福祉課 障害者福祉係

事 你	争未石	₹ 石 							<u> </u>		15	建尿価祉部	伸性球 P	早舌白価仙1	於		
I,	7策名	С	思いやりと	ו)	電記	話番号			028	5-83-8129							
邡	 策名	3 障がい者の自立と社会参加の支援							□ 実施計画上の主要事業								
	事業名	t	†					 									
		-						┨		□単年度のみ							
法	令根拠	真岡市	唯病患者等ホームへ	ルブサービス事業実施要結 「	育、真岡市難病患者等日	常生活用具統	給付事業実施要網 ▼	事	業期間	□ 単年度繰返(開始年度 平成19 年度~)							
予							高礼書 1.社会福祉総務費			1 -	期間限定	複数年度(年	度~	年度)		
事	業概要	う、か	因不明で治療法が確立されておらず、後遺症を残すおそれの多い難病患者に対する支援策を設けるため制定された。難病患者等が居宅において日常生活を営むことできるよ ホームヘルパーを派遣して日常生活の世話(身体介護・家事援助)や日常生活用具の給付により難病患者等の福祉の増進を図る。県補助率3/4 見慢性特定疾患児日常生活用具給付事業については、県補助率1/2														
1. 現状把握の部 (1) 事務事業の目的と指標																	
			/ 事物事未必			⑤活動指標 (事務事業の活動量を表す指標) の推移											
①手段(全な活動) 23年度実績 ・(1) ホームヘルパー利用希望者は市に申請する。(2)利用の要否・派遣時間を決定し利用決定通知書を通知する。(3)市がホームヘルパー派遣を決定後、本人が利用する事業所に対し事業依頼をする。(4)利用者が事業所と契約し利用を開始する。(5)費用負担については生保世帯、非課税世帯は負担額無。課税世帯は所得税課税年額により5段階の負担額とする。・(1)日常生活用具を必要とする身体障がい者(児)は市に申請する。(2)委託業者へ見積依頼(3)調査を行い審査の上給付の決定を行う。(4)委託業者及び申請者へ決定通知を送付(5)納品後の請求により支払(6)費用担については生保世帯、非課税世帯は負担額無。課稅世帯は骨投課税年額による。平成23年4月1日より難病患者等日常生活用具に整形靴を追加24年度計画前年度と同様							名称				20 年度(実績)	21 年度(実績)	22 年度(実績)	23 年度(実績)	24年度(見込)		
							ア 事業申請者 イ ウ エ				0	1	3	3	3		
						オ											
(2) (1) (1)	& (誰. 何才	・対象に	しているのか)	*人や自然資源等		⑥対象	指標 (対象の大きされ	・ 表す 指揮)の推移								
				宅で療養が可能な	 程度に病状が安	O X138	⑥対象指標(対象の大きさを表す指標)の推移 名称 単位 20 年度(実績) 21 年度(実績) 22 年度(実績) 23 年度(実績) 24 年度(見後) 24 年度(見ん)										
定している者							ア 雑病患者等の人数 イ ウ エ オ				336	408	433	451	460		
③ 章[図(この事業	≝によっ [*]	て. 対象をどう	変えるのか)		★ オ : ② 成果指標(対象における意図された対象の程				<u> </u>	移						
■ ③ 意図(この事業によって、対象をどう変えるのか) 在宅において日常生活が円滑に営めるようにする。							名称					21 年度(実績)	22 年度(実績)	23 年度(実績)	24年度(見込)		
							ア 事業利用省数 イ				0	11	3	3	3		
■ ④ 結果 (どんな結果(上位施策)に結びつけるのか) ■ 家族と難病患者の福祉の向上							ī成果指標 (結果の達) 名称	双度を表す	「指標)の打		20 年度(宝績)	21 年度(実績)	22 年度(宝績)	23 年度(宝績)	24 年度(見込)		
TO THE PERSON BY TO 184 MAY TO 1 July							フ 支援を受けて生活の質が改善された人の割合 イ ウ エ オ			%	0	100	100	100	100		
(2) 総事業費の推移 単位 20年度(実						績)	21 年度(実績	i)	22 🕏	年度(実績	()	23年度(実績)		24 年度(見込)			
			国庫支出金	千円)	0			0	0		0			
	事 財 .		県支出金	千円)	0		22			66		0		
投	事業費		地方债)	0			0		0		0		
ᇫ	投 費 別 入 量		その他 一般財源	千円 千円			0			0 147			0	0			
重		事業	計(A)	千円)	156 156			169		134		0		
	, 1		能員従事人数			1	1			1	13-			0			
人 件 費 ——			べ業務時間		1		3	18			20		20		0		
			‡費計(B)	千円		25		73			85		85		0		
(2)			スト(A)+(B)	千円 千円		25	5	229			254		219		0		
(3) 事務事業の環境変化・市民意見等 ①この事務事業を開始したきっかけは何か?いつごろどんな経緯で開始されたのか。 「開始されたのか。 ① まり、事務事業を開始したまの状態により手帳の取得ができない者がおりサービスを希望しても利用できる政策がなかった。原因不明で治療法が確立されておらずまるで、関始された。 「おりますがないった。原因不明で治療法が確立されておらずます。 「おいっころどんな経緯で開始されたのか。											されておらず後	遺症を残					
状況 令等) いる; いは	条事業を取 (対象者やさい はどうで はどうで は、開始と比 のったのかで	根 拠 法 化 し る で ど る ど ど ろ ど と ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ ろ															
て関係 事業 者等)	の事務事業 系者(住民、 対象者、利 からどん。 望が寄せら	議会、 害関係 な意見															

1 次評価の部 *原則は事後評価、ただし複数年度事業は途中評価 ①政策体系との整合性 □ 結びついている ■ 見直し余地がある ・この事務事業の目的は、市の政策体系に結びつくか? 難病患者等の自立と社会参加の支援に結びつく。 ・意図することが結果(上位施策)に結びついているか? 目的妥当性評価 ■ 妥当である ②公共関与の妥当性 ■ 見直し余地がある ・なぜこの事務事業を市が行わなければならないのか? 難病の居宅支援事業を実施しないと難病患者及び家族の福祉の向上につながらない。 ・税金を投入して達成する目的か? □ 適切である ③対象と意図の妥当性 □ 対象を見直す必要がある ■ 意図を見直す必要がある 対象を限定・追加すべきか? 難病患者等居宅生活支援事業の対象者で定められており適切である。 ・意図を限定・拡充すべきか? ④成果の向上余地 □ 向上余地はない □ 向上余地がある ・成果を向上させる余地はあるか? 難病患者等居宅生活支援事業に基づき行っているので、向上の余地はない。 ・成果の現状水準とあるべき水準の差異はないか? ・何が原因で成果向上が期待できないのか? ⑤廃止・休止の成果への影響 ■ 影響がある■ 影響がない ・ 事務事業を廃止・休止した場合の影響の有無とその内容は? 他に利用できるサービスがないため廃止・休止はできない。 有効性評 ⑥類似事業との統合や連携の可能性 ■ 類似事業がある(類似の事務事業名を記載) ■ 類似事業はない ・他に、類似の形態の事務事業はないか? ・類似事業がある場合、その事業と統合したり連携を図る □ 他の事業と統合・連携ができる □ 他の事業と統合・連携できない ことができるか? ⑦事業費の削減余地 □ 削減余地がない □ 削減余地がある ・成果を下げずに事業費を削減できないか? 最小限の経費で行なっているので削減の余地はない。 (仕様や工法の適正化、住民の協力など) 効率性評価 ⑧人件費(延べ業務時間)の削減余地 □ 削減余地がない □ 削減余地がある ・やり方を工夫して延べ業務時間を削減できないか? 最小限の人員で対応しているので削減の余地はない。 ・成果を下げずにより正社員以外の職員や委託でできないか (アウトソーシングなど) 9 受益機会・費用負担の適正化余地 □ 公正・公平である □ 見直し余地がある 公平性評価 ・事業の内容が一部の受益者に偏って不公平ではないか? ___ 難病患者等ホームヘルプサービス事業に定めているので、公平·公正である。 ・受益者負担が公正・公平になっているか? 3. 改革・改善方向の部 (1) 改革の方向性(改革案・実行計画) (3) 改革・改善による期待成果 □ 廃止 □ 見直し(□:目的妥当性 □:有効性 □:効率性 □:公平性) □ 統合 □ 継続 維持 増加 削減 向上 成果 維持 (2) 改革、改善を実現する上で克服すべき課題は何か?それをどう克服していくか? 低下 事務事業の2次評価結果(事業の総括と事業の方向性) □ 記述説明不足(説明責任不充分) □ 評価内容が客観性を欠く □ 評価内容は客観的と言える (1) 1次評価結果の客観性と出来具合 (2) 2 次評価者としての評価結果 (5) 改革・改善による期待成果 ①目的妥当性 🗌 適切 🔲 見直し余地あり ②有効性 🗌 適切 🗌 見直し余地あり □ 適切 □ 見直し余地あり ④公平性 □ 適切 □ 見直し余地あり コスト 維持 増加 削減 (3) 2次評価者として判断した今後の事業の方向性 (4) その他 2 次評価会議で指摘された事項 向上 □ 廃止 □ 休止 □ 目的絞込み □ 目的拡充 成果 維持 □ 事業統廃合 □ 事業のやり方改善 低下 □ 予算削減 □ 予算増大 □ 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない)